

住民票コードの記載の変更事務取扱要領

第1 目的

この要領は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の3に定められている「住民票コードの記載の変更請求」(以下「住民票コード変更請求」という。)に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

第2 住民票コード変更請求

- (1) 住民票コードの変更の請求には「住民票コード変更請求書」(様式第1号、以下「請求書」という。)を提出させるものとする。
- (2) 請求書には、請求者の氏名、住所及び変更前の住民票コードを記載させるものとする。

第3 住民票コード変更請求者

住民票コード変更請求をする者(以下「変更請求者」という。)は、自ら請求書を区長に提出しなければならない。ただし、変更請求者が未成年の場合は、法定代理人が請求するものとする。

第4 変更請求者の確認

運転免許証・パスポート又は健康保険証等の区長が適当と認める書類を提示させ、変更請求者の本人確認を行うものとする。なお、本人確認を行う場合は、必要に応じ適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行う。

第5 法定代理人による変更請求

法定代理人からの変更請求については、戸籍謄本等でその資格を証明する書類を提示させるとともに、第4の規定に基づく本人を確認する書類を提示させ、当該法定代理人の確認を行うこととする。

第6 郵送による変更請求

郵送による変更請求については、第4の規定に基づく本人を確認する書類(これらの書類を複写機により複写したものを含む。)等を添付させることで、請求するものとする。

第7 住民票コード変更通知書の作成

住民票コードの記載の変更をしたときは、速やかに、当該記載の変更に係る者に対し、住民票に新たに記載された住民票コードを「住民票コード変更通知票」(様式第2号)により通知する。

第8 電話による変更請求

電話による変更請求に関する照会については応じないものとする。

第9 管轄をこえた変更請求

管轄以外の区役所、支所及び出張所では、原則として請求に応じないものとする。

附 則

第1 施行期日

この要領は、平成14年 8月 5日から施行する。